

国住指第 4 7 5 号  
令和 2 年 5 月 2 1 日

各都道府県  
建築行政主務部長 御中

国土交通省住宅局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（依頼）（第 3 報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（依頼）（第 3 報）（令和 2 年 4 月 8 日付国住指第 19 号）」により、5 月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、6 月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましては、下記の通りご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、貴職におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

#### 記

別添のとおり、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第 24 条第 2 項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関に対し、建築士定期講習及び管理建築士講習における新型コロナウイルス感染症への対応について通知しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により建築士法第 22 条の 2 に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、現段階では引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、一級建築士等に係る建築士法第 10 条の規定の取扱いは引き続き柔軟に行うことを予定しておりますので、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましては、同様に二級・木造建築士に係る同条の規定の取扱いを柔軟に行うようお願い申し上げます。

また、「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について（技術的助言）」（平成 24 年 12 月 3 日付け国住指第 3329 号）のとおり、建築士定期講習の受講状況については、建築確認手続きの中で確認していただいているところですが、これについても、取扱いを引き続き柔軟に行うようお願いいたします。

なお、7月以降の建築士定期講習及び管理建築士講習の実施については、感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川

TEL : 03-5253-8513